

商品概要説明書

セレサ資産運用プラン定期貯金（愛称：未来応援）＜退職金・相続資金コース＞

（令和3年4月1日現在）

商品名	セレサ資産運用プラン定期貯金（愛称：未来応援） ＜「スーパー定期貯金＜単利型＞」または「大口定期貯金」で組入れます＞	
コース名	＜退職金・相続資金コース＞	
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当 J A で取扱いしている投資信託をセットでお申込みいただいた個人で以下の①②のいずれかの条件を満たす方 ※「投信つみたてサービス」による購入は対象外となります。 ①退職金お受け取り後2年以内である個人の方（新規預入に限ります） ※ご契約の際、退職所得の源泉徴収票または退職金受取口座のお通帳等をご提示ください。 ②金融機関（当 J A 以外の金融機関を含む）での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人の方 ※ご契約の際、他金融機関で相続手続をされた方は、「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続であること」「お預け入れ資金が相続により取得した資金であること」が確認できる書類をご提示ください。 【例】・遺産分割協議書の写し <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に提出した相続手続の依頼書等の写し ・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの）の写し ・戸籍謄本の写し ・被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し 等 	
募集期間	・令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）	
取扱金額・受入条件	<p>＜退職金・相続資金コース＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託と定期貯金のセット商品です。 ・お申込み総額のうち投資信託に50%以上、残額を定期貯金にお預け入れいただきます。ただし、お申込み総額は、退職金限定定期貯金（愛称：ネクストステージ）または相続定期貯金のお預け入れ金額と合計して、退職金または相続資金のお受取金額までとします。 ・投資信託の購入金額は100万円以上とします。 ・投資信託と定期貯金のお申込みは、同日とします。 ・定期貯金の作成と投資信託のご購入は、同一店舗とします。 ・投資信託と定期貯金を同時にお申込みいただくと定期貯金（3ヶ月もの）に下記の金利が適用されます。 ・定期貯金は投資信託をご購入されたお客様の名義に限ります。 	
セット対象商品		
定期貯金	対象商品	<ul style="list-style-type: none"> ・預入金額1,000万円未満 「スーパー定期貯金＜単利型＞」 ・預入金額1,000万円以上 「大口定期貯金」
	期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月 ・自動継続（元金継続または元利金継続）での取扱いとなります。
	預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1円以上、組み合わせる投資信託のお申込み金額以内（お申込み総額

	の50%以下)とし、お申込み総額の上限を退職金受取額または相続により取得した金額の範囲までとします。
(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	
(1) 適用金利	<p><退職金・相続資金コース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月もの初回適用金利 年1.5% (税引後年1.1952%) ・初回適用金利は初回満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手方法	・初回適用金利以外の金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
(6) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・金利情勢等の変化により、取扱いを中止させていただく場合や内容・条件を変更する場合がございます。 ・投資信託を解約されても定期貯金の特別金利は初回満期日まで適用されます。 ・他の金利上乘せプラン等との併用はできない場合があります。
手数料	—
付加できる特約事項	・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。ただし、大口定期貯金では取扱いできません。
中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、初回適用利率は適用されず、以下の中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 定期貯金の預入金額が1,000万円未満の「スーパー定期貯金<単利型>」の場合 解約日における普通貯金利率</p> <p>(2) 定期貯金の預入金額が1,000万円以上の「大口定期貯金」の場合</p> <p>以下のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。</p> <p>A. 解約日における普通貯金利率</p> <p>B. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>(注) なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p>
満期時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日までに継続を停止する申し出がない場合には、満期日に当初預入期間で自動継続します。自動継続の場合、継続後は初回適用金利は適用されず、「スーパー定期貯金<単利型>」または「大口定期貯金」の3ヶ月ものの店頭表示金利にて自動継続します。 ・自動継続を停止した場合、満期日以降の利息は、解約または書替継続をした日における普通貯金利率により計算します。

	貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
投資信託	対象ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ・当 J A で取扱いしている投資信託 ※投資信託ご購入においてスイッチングをご利用になる際は、本プランはご利用になれません。 ※「投信つみたてサービス」による購入は対象外となります。 ※つみたて N I S A 専用ファンドを除きます。 ※対象ファンドの詳細につきましては、店頭窓口にお問合せください。 なお、期間中に「セレサ資産運用プラン (愛称：未来応援)」の対象ファンドを変更する場合がございます。
	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。 ・投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。 ・J A バンクが取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。 ・J A バンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。 ・投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT 等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。 このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。 詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書 (交付目論見書) でご確認ください。 ・投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。 ・一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。 ・投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。 各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書 (交付目論見書) でご確認ください。 ・購入時：申込手数料がかかるファンドがあります。 ・運用期間中：運用管理費用 (信託報酬・管理報酬等) が日々信託財産から差し引かれます。 ・換金時：信託財産留保額がかかるファンドがあります。 <p>また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書 (交付目論見書) を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容		<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店または総合リスク管理室 (電話：044-877-2186) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、</p>

	<p>紛争解決措置</p> <p>苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総合リスク管理室または J A バンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>
--	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

セレサ川崎農業協同組合
登録金融機関
関東財務局長（登金）第 331 号

J A セレサ川崎

令和 3 年 4 月版